

地域がん登録データの死亡情報の利用について

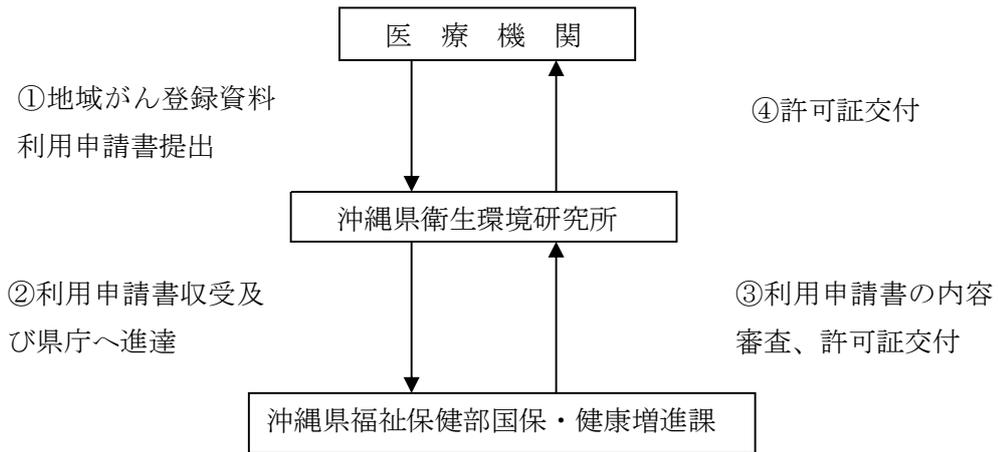
がん登録部会長

沖縄県衛生環境研究所 賀数 保明

過去に患者の届出をした主治医またはその医療機関が、その後にその患者について登録された情報を適正な診療または研究の目的で利用する場合、地域がん登録へ提出した患者が生存しているかどうか、沖縄県衛生環境研究所を通して、その情報を得ることは可能である。

地域がん登録利用までの流れ

1. 事務処理上の手続き



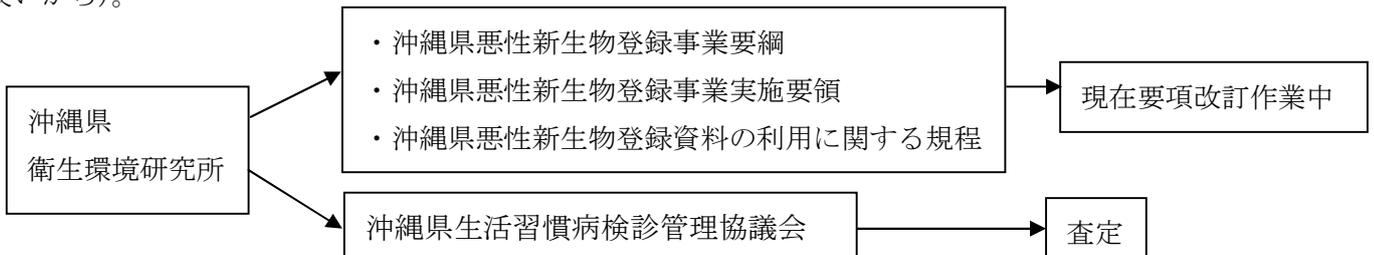
※1 地域がん登録利用申請書提出から、許可証交付までの流れは、上図のとおりです。

※2 申請書收受から、許可交付までは、(今までは) 半月～1月ほどかかります。

2. 要綱改正について

現行規定でも、地域がん登録利用（死亡情報提供）は可能です。ただ、現行の規定は、国または地方自治体等の、研究機関（がんセンター等）への利用申請を想定した体裁となっており、がん届出票提出を行った（地域がん登録への協力を行った）医療機関への、情報提供としては、事務手続き上煩雑及び利用しづらい内容となっております。

そこで、地域がん登録協力実施医療機関向けの、地域がん登録利用申請書の様式、手続きを定めることにより、收受、審査、許可証交付等の手続きがより速やかになります（テンプレートどおりに処理すれば良いから）。



3. 沖縄県生活習慣病検診管理協議会について

沖縄県の事業（地域がん登録事業）に係る評価及び審査機関、という位置づけです。

医療機関に対する情報提供等に係る審査については、特に問題無いものと思われま